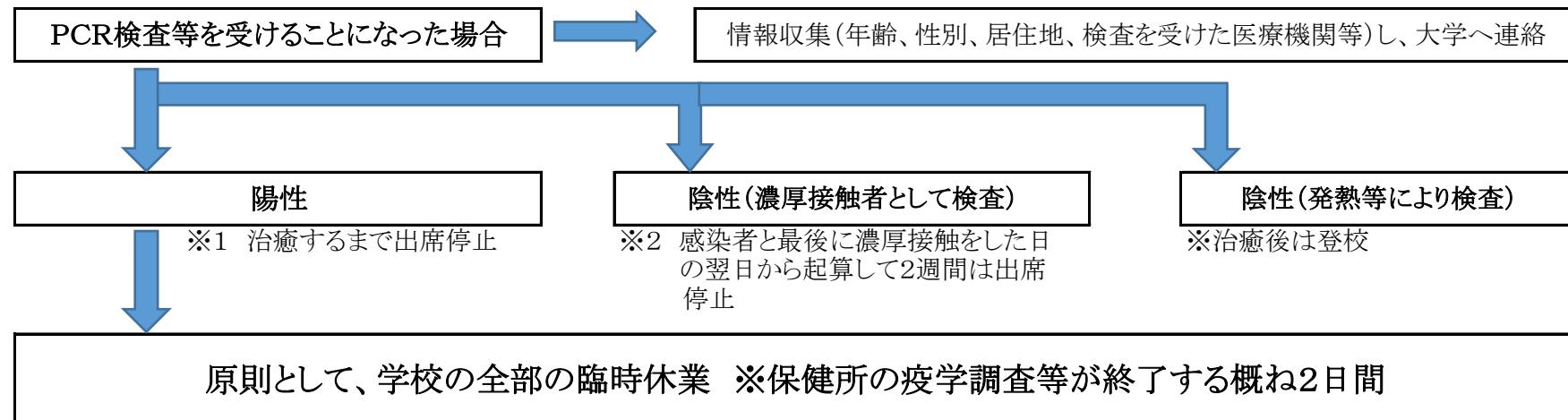


## 学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合

生徒・教職員等が



※当該生徒等の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)に、学校での行動歴がない場合は、臨時休業の措置はとらず、当該生徒等を出席停止とする。

また、当該生徒等の学校内での活動の態様によっては、学校の一部(学年休業・学級休業)の臨時休業をとることがある。

